

福山市特殊詐欺対策電話機等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に対する特殊詐欺による被害及び悪質な電話勧誘販売による消費者被害を防止するため、特殊詐欺対策電話機等を設置した者に対し、福山市補助金交付規則（昭和41年5月1日規則第17号）（以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 電話を用いることにより、対面することなく欺き、不特定の者から、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金、キャッシュカード等を詐取する行為をいう。
- (2) 特殊詐欺対策電話機等 固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器であつて、次に掲げるいずれかの機能を有するものをいう。
 - ア 電話の着信時（呼び出し音が鳴る前）に、通話の内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、自動的に録音する機能を有するもの。
 - イ 特殊詐欺及び悪質商法等悪質電話の着信を自動判別し、着信を拒否又は着信ランプ等で警告表示する機能を有するもの。
- (3) 特殊詐欺対策サービス 固定電話機に通話録音機能付き端末を接続することにより録音した当該電話機による通話データを、音声ファイルを解析するサーバにて解析し、特殊詐欺等の疑いがある場合には利用者の指定した電話番号およびメールアドレスに注意喚起するサービスをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録された住所に現に居住していること。
- (2) 65歳以上の者（申請する日の属する年度の末日までに65歳に達する者を含む。）
- (3) その者及びその者と同一の世帯に属する者が本市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- (4) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、クレジットカード等のポイントを使用した場合は、そのポイントに相当する額を除くものとする。

- (1) 特殊詐欺対策電話機等の購入費用
- (2) 電気通信事業者が提供する、特殊詐欺対策サービスを利用するため必要な初期工事に関する費用

2 補助の対象となる特殊詐欺対策電話機等は、1世帯につき1台に限る。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとし、前条第1項各号に掲げる経費のいずれか1つとする。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が定める日までに行わなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ所定の補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 購入しようとする特殊詐欺対策電話機等の金額を明らかにする見積書の写し
- (2) 特殊詐欺対策電話機等の機能その他の特徴を説明する書類の写し
- (3) 世帯全員の住民票
- (4) 世帯全員の市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、第6条に規定する申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、補助金を交付することを決定したときは、所定の補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(購入)

第8条 前条第1項の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同項の規定による通知があった日の翌日から起算して90日を経過する日又は当該通知があった日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、当該決定に係る特殊詐欺対策電話器を購入し、補助事業者が居住する住宅に設置しなければならない。

(事業計画の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微なものを除く。）又は補助事業を休止し、若しくは廃止しようとするときは、所定の補助金変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、所定の補助金変更承認通知書（第5

号様式)により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 第7条第2項の規定は、前項の規定による承認について準用する。

(事業の報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は当該交付決定があった日の属する年度(市の会計年度をいう。以下同じ。)の2月末日のいずれか早い日までに、所定の補助金実績報告書兼請求書(第6号様式)に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他の収支の事実を証する書類の写し
- (2) 支払相手方登録依頼書
- (3) 申請者の振込先口座通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容が交付決定の内容(第9条第2項の規定による承認をした場合にあっては、その内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を所定の補助金額確定通知書(第7号様式)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第7条の規定による交付決定の日及び第11条の規定による確定通知の日において、第3条で定める補助対象者に該当しなくなったことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不適当であると認める事情があるとき。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しを行った場合には、その旨を所定の補助金交付決定取消通知書(第8号様式)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

(免責)

第14条 市長は、取り付けた装置によって発生した事故等について、賠償の責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第15条 利用者の個人情報の管理運営にあたっては、福山市個人情報保護条例を遵守するものとする。

(調査への協力)

第16条 補助金の交付を受けたものは、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）6月30日から施行する。

この要綱は、2023年（令和5年）8月1日から施行する。

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。